

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	消費生活支援事業関係業務
発 注 課	市) 市民生活部消費生活課
選 定 事 業 者	公益社団法人 札幌消費者協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務に必要な諸条件は、以下のとおり。</p> <p>1 本市では年間約10,000件前後の消費生活相談対応や各種講座を多数実施していることから、事務を的確に実施するに足りる知識及び技術を備えた、相談員及び啓発職員を一定数以上確保できること。</p> <p>2 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に事務を実施するため、相談者や事業者等と直接的な利害関係のない、高い公益性を有していること。</p> <p>3 事務の円滑かつ効果的な実施に当たっては、関係機関との連携・協力体制の確保が必要であるため、各機関との連携・協力体制を構築しており、また、今後もその構築及び維持が可能であること。</p> <p>4 高度に専門的な本業務について、経験・ノウハウを有し、適切かつ確実な履行が見込めること。</p> <p>上記の条件を満たす者は当該事業者のほかにはないことから、地方自治法施行令第167条第2項第2号に基づき、特定による随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和6年3月14日